

経営革新等支援機関

北村哲嗣税理士事務所は、
中小企業支援法に基づく「経営革新等支援機関」として、
平成25年7月10日付で認定されました。



経営革新等支援機関とは…？

中小企業が安心して経営相談等が受けられるために、専門的知識や実務経験が一定レベル以上の者に対して、国が認定する機関です。

様々なメリット

- ☆信用保証協会の保証料が減額されます。
- ☆商業等活性化税制の活用ができます。
- ☆助成金の申請に活用できます。
- ☆金融機関と良好な関係を作れます。



…などなど

詳細については、お気軽にご相談ください♪